



除雪に関するQ&A



Q 除雪する道路って決まっているの？

A 決まっています。松本市では、道路除雪事業計画に基づき、バス路線や幹線道路など、交通量が多い道路を除雪1次・2次路線とし、降雪量が10cm以上予測されるときに除雪を行います。

また、降雪が30cmを超え、さらに降り続く場合の大雪時に、主な生活道路の除雪を行います（3次路線）。どの生活道路（3次路線）を除雪するかは、町会との協議のなかで決定しています。



Q 除雪はいつするの？

A 通勤・通学時間に支障のないように、午前3時頃から除雪を行います。皆さんが寝ている間に家の前を通過するかもしれません。速やかに作業を行いますので、ご理解をお願いします。



Q 除雪は誰が行っているの？

A 松本市と委託契約をしている業者が作業を行います。どの業者がどの路線を除雪するかはあらかじめ決められており、スムーズな除雪作業を目指しますが、路線によっては除雪の早い遅いがあります。ご理解をお願いします。



Q 除雪車が除雪した雪が玄関先に寄せられてしまった。片づけてもらえるの？

A 各戸での処理をお願いします。除雪作業は、道路上の雪を道路端に寄せる作業です。どうしても各戸の玄関先に雪が残ってしまいがちですが、それを行政で全て片付けることは非常に困難です。時間によっては、皆さんが雪かきをした後、再び間口をふさいでしまうことがあります。道路の交通安全確保のためご理解をお願いします。





Q 雪捨て場はあるの？

A あります。常設の雪捨て場を3箇所（①奈良井川下二子橋下流左岸、②薄川金華橋上流右岸、③松本城西側臨時駐車場）指定していますが、道路の排雪を優先させていただきます。大雪時には臨時の雪捨て場を開設します。雪以外の持込はご遠慮ください。ゴミや土砂が持ち込まれると、処分に多くの時間と費用がかかってしまいます。



除雪にご協力をお願いします。

- ・ 降った雪の重みで、木や竹が道路へ倒れ、除雪作業の支障となる場合があります。あらかじめ所有者の皆さんで伐採をお願いします。
- ・ 皆さんの安全を守り、除雪を円滑に進めるため、除雪路線への駐車や放置をしないよう、また、車での外出は控えるようお願いします。



道路の不具合を発見したらご連絡を！

市道に開いてしまった穴や側溝の破損は、事故の原因となる場合があります。

日常の道路パトロール、職員による通勤途中の発見、運送事業者等の協力により発見に努めておりますが、より広く情報を収集し、危険箇所の早期発見と迅速な対応を図るため市民の方のご協力をお願いします。

松本市役所 建設部 維持課 維持担当
☎ 34-3244 FAX 33-2939



美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本